

「会員における顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」 の一部改正について（案）

平成 20 年 3 月 19 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 改正の趣旨

平成 20 年 3 月 18 日付で公表された、日本公認会計士協会の「業種別監査委員会報告第 28 号「証券会社における顧客資産の分別保管に対する検証業務等に関する実務指針（中間報告）」の改正について」（公開草案）及び「業種別委員会報告第 40 号「金融商品取引業者の顧客資産の分別管理に対する検証業務等の当面の取扱い」（公開草案）（以下「日本公認会計士協会の当面の取扱い等」という。）において、金融商品取引法第 43 条の 2 第 3 項の規定により、平成 20 年 9 月 29 日までの一時点又は一定期間に対する金融商品取引業者の顧客資産の分別管理に関する検証業務等を監査法人等が行う場合の取扱いが定められたことに伴い、別紙のとおり、「会員における顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」の一部を改正することとする。

2. 改正の骨子

○ 第 2 条第 1 項

（１） 日本公認会計士協会の当面の取扱い等の制定に伴う対応

- ・ 平成 20 年 9 月 29 日までの一時点又は一定期間に対する監査法人等による分別管理監査の取扱いを定める日本公認会計士協会の「業種別委員会報告第 40 号「金融商品取引業者の顧客資産の分別管理に対する検証業務等の当面の取扱い」が新たに定められたことに伴い、同報告名を追加した。

（２） 分別管理監査の業務の明確化

- ・ 会員が受検しなければならない、分別管理監査の業務の種類について、分別管理の法令遵守に関する検証業務、分別管理の内部統制の有効性に関する検証業務又は合意された手続業務であることを明確化した。

※ 上記日本公認会計士協会の当面の取扱い等は、平成 20 年 3 月 18 日から 4 月 8 日までの間、日本公認会計士協会（業種別委員会）において、その公開草案を公表し、意見募集を行っているところであります¹。本改正は、日本公認会計士協会の当面の取扱い等の公表に合わせ、自主規制会議において決議の上、施行いたします。

3. 施行時期

この改正は、日本公認会計士協会の当面の取扱い等の適用の日から施行する。

以 上

¹ 日本公認会計士協会においては、3 月 18 日付けで、「業種別監査委員会報告第 28 号「証券会社における顧客資産の分別保管に対する検証業務等に関する実務指針（中間報告）」の改正について」（公開草案）及び「業種別委員会報告第 40 号「金融商品取引業者の顧客資産の分別管理に対する検証業務等の当面の取扱い」（公開草案）を同協会ホームページ（http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/2840.html）で公表し、意見募集を行っております。

パブリック・コメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

① 募集期間：平成 20 年 3 月 19 日(水)から平成 20 年 4 月 2 日(水) 17:00 まで(必着)

② 提出方法：郵便又は電子メールにより下記までお寄せください。

郵便の場合：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-5-8

日本証券業協会総務部 宛

電子メールの場合：public_jsda2007@wan.jsda.or.jp

(2) 意見の記入要領

件名を「『会員における顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則』の一部改正に対する意見」とし、次の事項を御記入のうえ、御意見をご提出ください。

① 氏名又は名称

② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）

③ 法人又は所属団体名（法人又は団体に所属されている場合）

④ 意見の該当箇所

⑤ 意見

⑥ 理由

○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制企画部 : TEL 03-3667-8470

「会員における顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」の一部改正について（案）

平成 20 年 3 月 19 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（監査法人等による分別管理監査等） 第 2 条 会員は、金商法第 43 条の 2 第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項及び第 2 項の規定による顧客資産の分別管理の状況について、毎年 1 回以上定期的に、日本公認会計士協会「<u>業種別委員会報告第 28 号『証券会社における顧客資産の分別保管に対する検証業務等に関する実務指針（中間報告）』（平成 20 年 月 日）</u>」及び「<u>業種別委員会報告第 40 号『金融商品取引業者の顧客資産の分別管理に対する検証業務等の当面の取扱い』（平成 20 年 月 日）</u>」に定めるところにより、公認会計士又は監査法人（次項において「監査法人等」という。）による<u>分別管理の法令遵守に関する検証業務、分別管理の内部統制の有効性に関する検証業務又は合意された手続業務に係る分別管理監査（以下「分別管理監査等」という。）</u>を受けなければならない。 2 } 3 } (現行どおり) 4 } 付 則 この改正は、日本公認会計士協会「業種別委員会報告第 28 号『証券会社における顧客資産の分別保管に対する検証業務等に関する実務指針（中間報告）』（平成 20 年 月 日）」及び「業種別委員会報告第 40 号『金融商品取引業者の顧客資産の分別管理に対する検証業務等の当面の取扱い』（平成 20 年 月 日）」の適用の日から施行する。	（監査法人等による分別管理監査等） 第 2 条 会員は、金商法第 43 条の 2 第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項及び第 2 項の規定による顧客資産の分別管理の状況について、毎年 1 回以上定期的に、日本公認会計士協会「<u>業種別監査委員会報告第 28 号『証券会社における顧客資産の分別保管に対する検証業務等に関する実務指針（中間報告）』（平成 14 年 11 月 6 日）</u>」に定めるところにより、公認会計士又は監査法人（次項において「監査法人等」という。）による<u>検証業務又は合意された手続業務に係る分別管理監査（次項において「分別管理監査等」という。）</u>を受けなければならない。 2 } 3 } (省 略) 4 }